

社会的養護を必要とする子どもたちのために

～千葉県における社会的資源のあり方について 答申～

〔 概 要 版 〕

平成19年3月

千葉県社会福祉審議会

一 答申の趣旨と審議経過 一

- 児童虐待相談件数の急増などにより、社会的養護を必要とする子どもが増加しており、本審議会では、深刻化する児童虐待問題への抜本的対策や新たな状況に対応した社会的養護のあり方などについて、県として取り組むべき課題及び取組の方向性について検討することとし、本審議会児童福祉専門分科会の下に平成17年6月24日、社会的資源あり方検討委員会を設置した。(小委員会を含め17回開催)。
 - ・ 平成17年9月、本審議会児童福祉専門分科会の下に、社会的養護検討部会を設置するとともに、社会的資源あり方検討委員会を同部会の下に位置づけた。同日、知事から本審議会に対し「本県における社会的資源のあり方について」の諮問がなされた。
 - ・ 平成17年11月に本審議会の「児童虐待死亡ゼロに向けて(答申)」を受け、児童相談所の体制整備や社会的養護のあり方についての審議を引き継ぐ。
 - ・ 平成17年11月に論点整理(中間とりまとめ)を公表。
 - ・ 平成18年1月から2月にかけて里親、母子生活支援施設、児童養護施設、市町村、児童相談所等の関係者からの意見聴取。
 - ・ 平成18年6月「千葉県における社会的資源のあり方に関する基本方向」を公表。
 - ・ 平成19年3月児童福祉専門分科会社会的養護検討部会に答申案を報告。
- 本答申は、社会的資源のあり方として、新たな状況に対応できる里親、児童福祉施設、児童相談所等についての社会的養護体制の整備拡充の他、社会的養護を必要とする子どもを生み出さないための支援体制の整備などについて、県として取り組むべき課題及び取組の方向を示すものである。
- 審議会としては、今回の提言が県の取組にどのように生かされているか、その成果について県に報告を求め、3年後に検証・評価をした上で、必要な方策を検討するものとする。

一 委員名簿 一

分野	氏名	役職名
D V	岩楯 堪子	NPO法人DV被害者支援活動促進のための基金理事
母子生活支援施設	川口 学	母子生活支援施設『国府台母子ホーム』施設長
民生児童委員	河原 久一	千葉県民生委員児童委員協議会会長
里親	○木ノ内 博道	千葉県里親会相談役
乳児院	鈴木 祐子	二葉乳児院 院長
児童養護施設	花崎 みさを	児童養護施設『野の花の家』施設長
学識経験者	◎柏女 霊峰	淑徳大学教授(児童福祉) 次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議会長
	庄司 順一	青山学院大学教授 日本子ども家庭総合研究所福祉臨床担当部長
	杉宮 久充	松山福祉専門学校非常勤講師 旭が丘母子ホーム心理療法担当職員

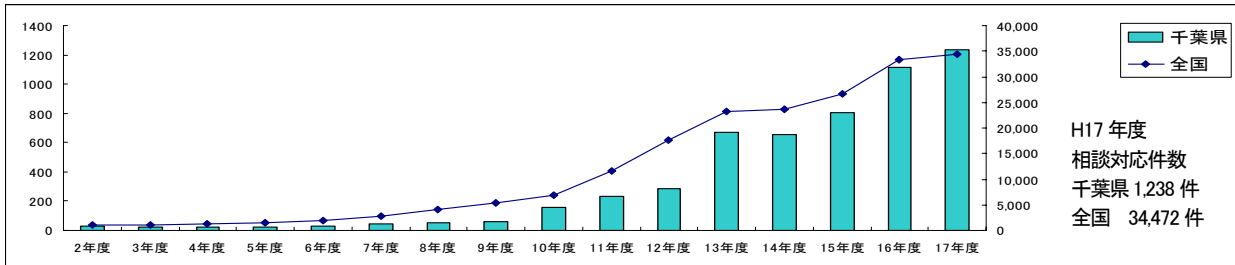
◎委員長 ○副委員長

第1章 千葉県における社会的資源のあり方について

1 現状と課題

- 児童虐待相談件数が急増しており、児童虐待の防止策の充実が急務である。市町村における児童虐待防止ネットワークの整備・実効的な運営、児童相談所の専門性の強化が求められている。

【児童相談所における虐待相談対応件数の推移】 - 過去10年間で28倍、5年間で4倍以上増加 -



- 児童相談所における児童福祉司の配置について、児童福祉法施行令により「児童福祉司の担当区域は、保護を要する児童の数、交通事情等を考慮し、人口おおむね5万から8万人までを標準として定める」とされているが、本県の児童福祉司一人当たりの担当人口は73,312人と基準に合致しているものの、全国の都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市の平均約6万人と比較して多いことから、児童福祉司の増員が引き続き必要な状況となっている。

【児童福祉司の配置状況】

	人口A (17.10.1現在: 概数)	児童福祉 司の配置 員数B	児童福祉司の 管轄人口A/B
千葉県	5,131,806	70	73,312
全 国	127,756,815	2,139	59,727

※児童福祉司数：H18.4.1現在

- 児童相談所における児童心理司の配置については、「少なくとも児童心理司：児童福祉司＝2：3以上を目安に、さらには1：1を目指して配置すべき」という考えも国の研究会から示されているところであるが、本県においては、おおむね1：2となっており、児童心理司の増員が引き続き必要な状況となっている。

- 児童虐待相談件数が依然として多く、家庭や地域における養育力の低下が見られること、また、今後さらに虐待の早期発見を促進する対応を進めることにより、人口減少社会においても、当面、社会的養護を必要とする子どもが増加することが見込まれる。

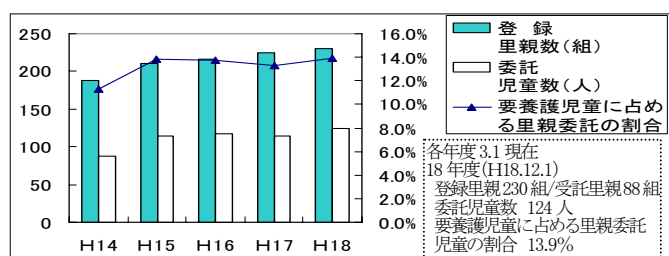
【要養護児童の状況（関東7都県との比較）】
- 児童人口当たりの要養護児童数は、関東平均の約3分の2 -

	推移(各年度施設:3.1,里親3.31 現在)			伸び率 (年平均)	児童人口 百万人 当たりの数 (H17)
	H15	H16	H17		
千葉県	822	853	864	2.5%	1029.1
関東計	8,077	8,330	8,514	2.8%	1575.3

※要養護児童とは、乳児院入所・児童養護施設入所・里親委託している児童

- 子どもの発達においては乳幼児期の愛着関係の形成が極めて重要であり、社会的養護を必要とする子どもへの支援はできる限り家庭的な環境の中での養育が望ましいが、現在の支援は、乳児院や児童養護施設などの施設での養育が大きな割合を占めている。

【里親登録・委託の状況（年度別）】 - 委託数は、微増 -



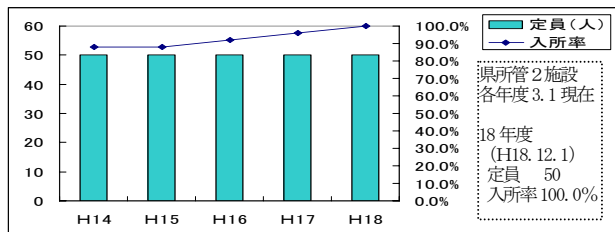
- 乳児院の定員の県児童人口に対する割合は、全国平均の約3分の1と少なく、また、入所率は90パーセントを超えている。児童養護施設の定員の県児童人口に対する割合は、全国平均の約3分の2と少なく、また、入所率は恒常的に90パーセントを超えている。

【施設定員の状況（全国平均との比較）】

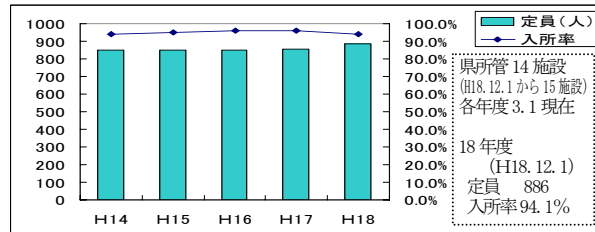
	乳児院		児童養護施設	
	定員	児童人口百万人当たりの定員	定員	児童人口百万人当たりの定員
千葉県	50	59.6	886	1055.3
全国	3,690	172.9	33,983	1592.3

※千葉県定員:H18. 12. 1 現在、全国定員:H18. 3. 31 現在

【乳児院定員・入所率（年度別）】



【児童養護施設定員・入所率（年度別）】



- 社会的養護を必要とする子どもの多くが生活をする児童養護施設などの入所施設のほとんどが大規模施設で、入所中の子どもの生活の質の向上やプライバシーの確保が課題となっている。
- 義務教育終了後、児童養護施設等を退所した子どもや里親の元を離れた子どもの自立支援を行う自立援助ホームは、2か所（定員各6名）設置されているが、受け皿としての量的拡充を図る必要がある。
- 社会的養護サービスの量の整備、質の整備については「待ったなし」の状況であり、早急な改革が必要である。

2 めざすべき方向

(1) 基本的視点

【最優先課題: 社会的養護サービスの量の拡充と質の向上】

- 子どもの最善の利益を尊重し、社会への自立に向けての機会の平等(フェアスタート)の確保に最大限の配慮をするものとする。
- 社会的養護サービスの量と質の整備は「待ったなし」の状況であり、緊急な整備が望まれる。
- 児童虐待防止のため、市町村児童虐待防止ネットワークをはじめ、地域における相談支援体制を強化・拡充する。
- 地域における多様な子育て支援、地域での子育て力の強化を図る。
- 施設運営に当たっては、民間でできることは民間に委ね、社会的養護を必要とする子どもの支援の充実に努めるものとする。

(2) 社会的養護を必要とする子どもを生み出さないための取組の強化

ア 社会的養護を必要とする子どもの増加要因である児童虐待の防止の取組の強化

- 児童相談所については、児童福祉司を増員し、5年以内に全国平均以上とするとともに、専門性を強化する。また、児童虐待対応システムについては、実効性を検証の上で改善を図り、その一環として児童相談業務のIT化を図る。

【児童福祉司の配置状況】

	人口A (17.10.1現在: 概数)	児童福祉 司の配置 員数B	児童福祉司の 管轄人口A/B
千葉県	5,131,806	70	73,312
全 国	127,756,815	2,139	59,727

※児童福祉司数：H18.4.1現在

- 全市町村への要保護児童対策地域協議会の早期設置の促進を図り、地域の関係機関の積極的な情報共有と必要な支援のための連携強化を図る。

【市町村児童虐待防止ネットワーク及び要保護児童対策地域協議会設置状況】

児童虐待防止ネットワーク設置済43市町村、うち要保護児童対策地域協議会17市町村

※千葉市を除く55市町村中。平成19年2月1日現在。

イ 地域での多様な子育て支援・地域の子育て力の強化

- 全小学校区（または中学校区）に小域福祉フォーラム（地域子育て会議）を設置し、地域社会で子育てを支える組織づくりを進める。

【小域福祉フォーラム（地域子育て会議）設置状況】 ※平成19年2月1日現在。

15市1町26か所に設置

- 全保育所に地域子育て支援センターを設置するなど、全ての子育て家庭を支える拠点づくりを進める。

【地域子育て支援センター（なのはな子育て応援事業）設置状況】 ※平成18年3月末現在。

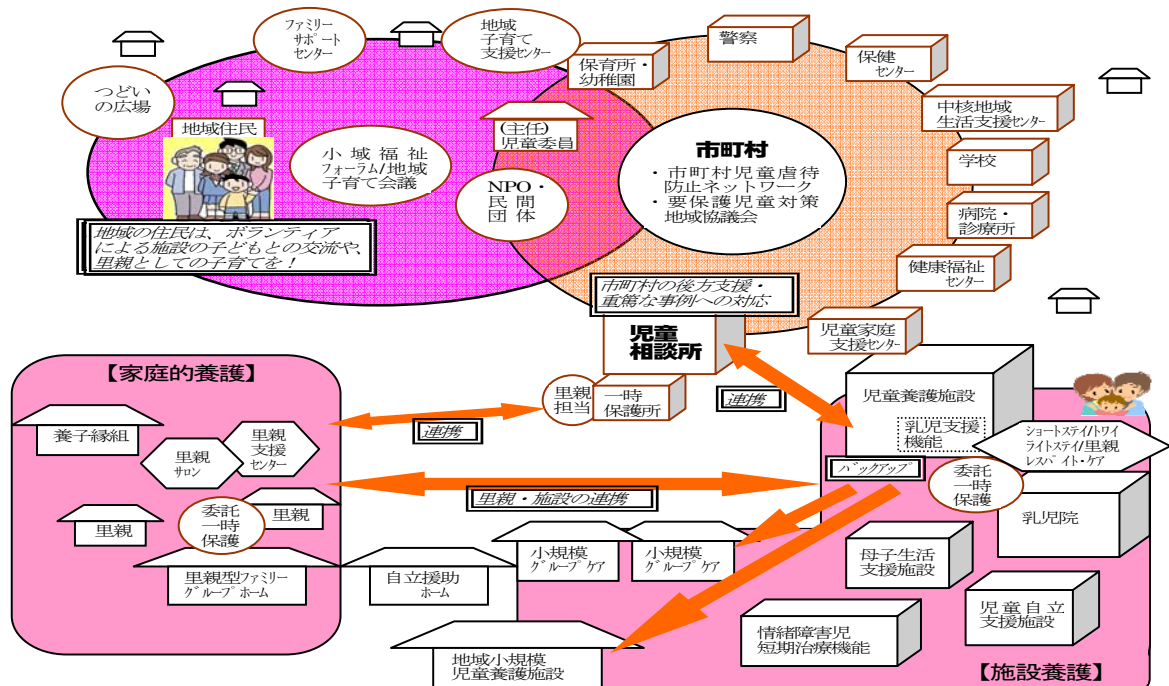
47市町村231か所で実施。

- 養育困難家庭等への支援制度の早期整備を、全市町村において促進する。

【養育困難家庭等への支援制度の実施状況】 ※平成18年3月末現在。

- ・ 育児支援家庭訪問事業：11市町で実施。
- ・ 母子家庭等日常生活援助事業：4市で実施。

【めざすべき方向のイメージ図】



(3) 社会的養護体制の整備拡充

ア 社会的養護を必要とする子どもの数の予測

- 今後10年間で約200名増加することが見込まれる。

【算定基礎】

年度	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)
児童人口減少率(前年比) ①		-0.48%	-0.48%	-0.49%	-0.49%	-1.01%	-1.02%	-1.03%	-1.04%	-1.04%	-1.55%
要養護児童数 ①と同率で推移した場合 ②	930	926	921	917	912	903	894	885	875	866	853
要養護児童数 ①と同率で推移しつつ、毎年3%ずつ増えた場合 ③		953	977	1,002	1,027	1,047	1,067	1,088	1,109	1,130	1,146
930との差		23	47	72	97	117	137	158	179	200	216
③の前年比伸び率		2.50%	2.50%	2.50%	2.49%	1.96%	1.95%	1.94%	1.93%	1.93%	1.40%

※各年度、年度末を想定。但し、18年度については、平成18年12月1日現在。930名には、一時保護中の児童を含む。

※①の児童人口減少率は、国立社会保障・人口問題研究所人口構造部「都道府県の将来人口推計(平成14年3月推計)の中の「将来の都道府県別年少人口」を元に算出した。

※③で採用した増加率は、関東7都県のここ2年間の伸び率の年平均2.8%+α(各種の増加要因を考慮)で3%とした。

③は、10年間では23%の増加となる。



イ 社会的養護の受け皿の整備

《取組方針》

- 今後10年間で200名分以上の社会的養護の受け皿を整備し、前期5年間で重点的な整備を図る。
- 乳児の受け皿づくりが急務。当面は里親を中心に、増加を図り、里親委託率を、千葉県次世代育成支援行動計画の目標値を踏まえ、要養護児童に占める割合の20パーセント以上とする。
- さらに、地域小規模児童養護施設の設置や施設の新設などにより、施設定員の増加を図るとともに、子育て短期支援事業や里親レスパイト・ケアが実施可能な体制の整備も考慮する。
- 義務教育を終了し、児童養護施設等を退所した子どもの自立促進を図る。
- 3年後に里親委託数の増加の状況についての効果測定を行い、実現可能性についての評価を行う。

【要養護児童数の予測数に基づく受け皿の整備目標】

※目標値は暫定値であり、今後の需要状況を踏まえ適宜見直しする必要がある。

年度	2006(H18)	2011(H23)	2016(H28)	計
①要養護児童数(予測)	930	1,047	1,146	+216
うち、2歳未満	71	116	127	+56
うち、2歳以上	859	931	1,019	+160
②現在の受け皿数	934	934	934	
うち、2歳未満	63	63	63	
うち、2歳以上	871	871	871	
③整備目標(5年ごと)		154	85	239
年齢別				
うち、2歳未満			73	78
うち、2歳以上			81	161
形態別				
施設養護			66	126
家庭的養護(里親)			88	113
④整備後の受け皿数		934	1,088	1,173
年齢別				
うち、2歳未満		63	136	141
うち、2歳以上		871	952	1,032
形態別				
施設養護		810	876	936
家庭的養護(里親)		124	212	237

《受け皿の整備方策》

受け皿の内容	整備目標数	整備数の考え方
A 里親	113	21年度末までに20%の目標達成のため、19-21年度で78名の増加を図る。22年度以降も、20%を維持することを目指し、毎年5名の増加を図る。
B 地域小規模児童養護施設	66	19年度は2か所の増加予定。20年度以降は、毎年1か所ずつの設置を促進する（1か所6名の定員で想定。）
C 乳児院	30	A、Bの整備によってもなお、受け皿の不足が見込まれるため、前期5年で乳児院1か所、後期5年で児童養護施設1か所の設置を促進する（各30名定員を想定。）
D 児童養護施設	30	
計	239	

ウ 社会的養護の体制整備の方向

《具体的な取組》

① 家庭的養護を充実させるための取組

- 里親制度の普及・啓発のため、県民全体での取組を促す県民宣言や県民運動の推進など、抜本的取組の強化を図る。
- 高校や大学などの教育現場、ファミリーサポートセンター事業等子育て支援活動をしている機関、児童福祉施設の退職職員や保育士等の子どもと関わる仕事の経験者などに対して、積極的・効果的な広報を展開する。
- 里親手当の額を専門里親並みに引き上げることにより、児童福祉施設従事者、保育士、ベテランの里親などが、里親として子育てをすることが職業として成立するような制度の創設を検討する。
- 子育て経験者や保育士などの潜在的資源を活かし、短期里親など、支援可能な分野での人材活用の促進を図るとともに、里親登録者のための研修・サポート体制の充実を図る。
- 里親型ファミリーグループホームの設置促進のため、更に財政的支援を行う。
【里親型ファミリーグループホームの設置状況】 ※平成19年2月1日現在。
・2か所で実施。
- 里親の相談・支援のため、民間による「(仮称)里親支援センター」の設置促進を図る。

② 施設養護の体制整備と取組の転換

- 施設の設置促進のため、支援策の充実を図る必要があり、県有地の無償貸付け等を検討する。
- 施設設置の環境整備のため、法人の育成や大学のリカレント教育を活用した人材育成など、民間の担い手の育成策も検討する。
- 児童養護施設については、大舎制・中舎制から小舎制・小規模グループケア・地域小規模児童養護施設などによるケア形態の小規模化を進めることを原則とし、その実現に向けた政策誘導のための財政支援の充実と職員の養成を図る。
- とりわけ、地域小規模児童養護施設は受け皿の増加に繋がるため、整備促進のための支援策を充実する。

③ 情緒障害児短期治療機能の早期整備

- 医療機関との連携を視野に入れた情緒障害児短期治療機能の早期整備を図る。
【情緒障害児短期治療施設の設置状況（全国）】
・21道府県、6市に31か所設置 ※64都道府県・政令指定都市・児童相談所設置市中。平成18年12月1日現在。

④ 自立支援策等の充実

- 自立援助ホームは、各児童相談所管内に1か所以上の設置促進を図る。
【自立援助ホームの設置状況】 ※平成19年2月1日現在。
・2か所で実施。

第2章 千葉県における県立児童福祉施設のあり方について

1 現状と課題

- 乳児院・富浦学園・生実学校の3つの県立県営児童福祉施設は、昭和40年代に建設され老朽化が著しく進んでおり、県立施設としての役割を十分踏まえながら、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、施設のあり方を検討することが求められる。

【施設の建築年】

区分	乳児院	富浦学園	生実学校
建築年	S47	管理棟 S42、児童棟 S48	管理棟 S46、児童棟 S45

【県立施設と民間施設との経費比較（平成16年度）】

(単位:千円)

区分	定員	事業費		入所児童数(年間)	児童一人当たり事業費				
			うち人件費				うち一人当たり人件費		
乳児院	県立	30	251,283	224,335	262	959	県立は民間の1.60倍	856	県立は民間の1.73倍
	民間A	20	127,658	105,355	213	599		495	
児童養護施設	県立	100	520,511	405,065	1,152	452	県立は民間の1.43倍	352	県立は民間の1.81倍
	民間B	100	215,644	132,281	680	317		195	

《乳児院》

- 静養室以外で個別対応可能な個室や親子訓練室などの必要な機能が不足している。
- 乳幼児の健全育成のためには、愛着関係の形成は非常に重要であるが、担当制をとっているものの生活は集団的ケアが中心である。
- 児童福祉法の改正により年齢要件が見直され、小学校就学前までの連続したケアが可能になったが、人的配置や設備面から依然として2歳での措置変更が行われている。

《富浦学園》

- 虐待を受けた子どもも含め、民間では対応困難な子どもを受入れてきた実績がある。
- 本体施設は定員が幼児棟28名、児童棟72名の大舎制施設で、児童棟の居室は8人部屋であり、高校生になっても個室はなく、プライバシーの確保も困難な状況にある。

《生実学校》

- 県内唯一の児童自立支援施設である。
- 児童自立支援施設は児童福祉法施行令第36条により、都道府県による設置及び施設長、児童自立支援専門員等の職員は、都道府県の吏員をもって充てることなどが規定されている。

2 めざすべき方向

(1) 基本的視点

- いずれの施設も老朽化が著しく、早急に建替え等の対策が必要である。
- 社会的養護を必要とする子どもの受け皿の確保を前提に、「民間にできることは民間に委ねる」を基本とする。
- 運営経費について、民間施設との格差の是正を図ることが必要である。
- 入所中の子どもにとっては子どもの気持ちを理解し暖かく受け止め、長く子どもに接してくれる職員が必要であり、直接処遇職員の人事ローテーションのあり方については、子どもの養育という点を考慮し、これまでどおり5年以上は同じ施設に勤めることができるような人事配置が望まれる。

(2) 施設ごとの取組

ア 乳児院

- 5年以内を目途に、民間移譲または廃止などの検討が望まれる。ただし、受け皿の整備促進を図ってもなお、受け皿が不足する場合は、県立施設として残す必要がある。
- 3年後に里親委託数の増加の状況についての効果測定を行い、その結果を踏まえて乳児院の方向性をさらに検討する。
- 県立施設として残す場合は建替えを検討し、親子訓練室などの必要な機能の附置を考慮する。

イ 富浦学園

- 情緒障害児短期治療機能の導入等、民間との差別化を図る場合に限り、県立として残すものとし、その決定に当たっては外部の意見を聴く。
- 上記決定に至るまでの間、8人部屋の解消等可能な限り居住環境の整備を図る。

ウ 生実学校

- 施設の老朽化の状況を踏まえた建替え等を検討する。
- 建替えに当たっては、できるところから実施し、自立支援寮の附設を検討する必要がある。